また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、和歌山県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第３種第４級の規格に基づき、バイパス方式により２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、バイパス方式により岩野河集落を有田川沿いに迂回して現道に至る案（以下「申請案」という。）のほか、岩野河集落を通過する現道を拡幅する案及びトンネル部により起終点を最短ルートで結ぶ案について検討が行われている。

申請案と他の２案を比較すると、申請案は、用地取得の必要面積は最も多いものの、住家の移転数が最も少なく住民に与える影響が比較的小さいこと、施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、線形不良箇所及び幅員狭小箇所の存在により車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、和歌山県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県有田郡有田川町役場

○近畿地方整備局告示第百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年六月十七日

近畿地方整備局長　上總　周平

第１　起業者の名称　和歌山県

第２　事業の種類　県道海南金屋線改築工事（和歌山県海南市重根字菖蒲地内から同市重根字上出原地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県海南市重根字菖蒲、字小下田畑、字上西垣内、字田津原及び字上出原地内

２　使用の部分　和歌山県海南市重根字菖蒲、字小下田畑、字上西垣内、字田津原及び字上出原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県海南市重根字地蔵免地内から同市重根字上出原地内までの延長1,003ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道海南金屋線改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道海南金屋線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道海南金屋線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定に基づき和歌山県が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、和歌山県海南市馬場町一丁目地内の一般国道370号との接続点を起点として、同市内において阪和自動車道と海南東インターチェンジにて接続し、同県有田郡有田川町大字糸野地内の一般国道480号との接続点を終点とする、海草地域と有田地域を結び地域連携を図る総延長約19.0㎞の主要幹線道路であるとともに、広域幹線道路網を担う高速道路や国道等と接続し、県内の内陸部骨格道路を形成する路線と位置づけられている。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において第２次緊急輸送道路に指定されており、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線にも位置づけられている。

また、海南市内における本路線は、都市中心部と沿線地域を結ぶ唯一の幹線道路であり、沿線住民の通勤、通学を始めとする日常生活等においても重要な役割を担っている道路である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、最小車道幅員が2.0ｍであり、全区間の車道幅員が5.5ｍに満たない狭小な道路であることに加え、曲線半径が30m未満の線形不良箇所が連続する見通しの悪い箇所が存在するなど、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規格を満足していない箇所が存在していることから、車両同士の離合が困難となっており、平成19年から平成22年の４年間で24件の交通事故が発生しているなど、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。また、現道は児童、生徒の通学に利用されているにもかかわらず、歩道が整備されていないことから、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしているなど、主要幹線道路としての機能が損なわれている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な２車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な交通が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、歩道が整備されることにより歩行者等の安全な通行も確保することができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。